## 官誓·同意書

沖縄県観光事業者事業継続・経営改善サポート事業補助金(以下、「本補助金」という。)の申請に伴い、次の1~4までの全事項を宣誓し、5~8までのいずれにも同意します。また、虚偽の宣誓を行った場合又は同意した事項に違反した場合は、本補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)第7条に基づく交付決定を受けていない場合は本補助金の交付申請を辞退し、交付要綱第7条に基づく交付決定を受け補助事業を実施又は完了したが補助金の支払を受けていない場合は、交付要綱第10条に基づく補助事業の廃止の申請を行い、交付要綱第16条に基づく補助金の支払いを受けていた場合は速やかに沖縄県に返還します。

- 1. 交付要綱及び沖縄県が定める公募要領等に定める補助対象要件を満たしていること
- 2. 沖縄県観光事業者事業継続・経営改善サポート事業補助金の交付を受ける者として、本紙裏面記載の「反社会的勢力排除に関する誓約事項」に掲げる者のいずれにも該当しないこと
- 3. 本補助金の申請内容全てに虚偽がないこと
- 4. 「虚偽の申請による不正受給」、「補助金の目的外利用」や「補助金受給額を不当に 釣り上げ、関係者へ報酬を配賦する」といった不正な行為に加担していないこと及び 今後も加担しないこと
- 5. 交付要綱第12条に基づき知事が行う立入検査等について応じること
- 6. 提出した申請内容に記載された情報が本補助金の事務等のために第三者に提供される場合(補助対象要件の充足性を判断するために沖縄県が申請者の申請内容に記載された情報を第三者に提供する場合を含む。)及び本補助金の交付等に必要な範囲において申請者の個人情報が第三者から取得される場合(補助対象要件の充足性を判断するために沖縄県が申請者の個人情報を第三者から取得する場合を含む。)があること
- 7. 補助金を不正に受給した疑いがある場合には、補助金の受給者立ち会いのもと、事業に係る取引先(委託先、外注(請負)先等を含む)や補助金の受給者に対し現地調査等を実施すること
- 8. 交付要綱等並びに県知事の指示に従うこと

	年	月	日
事業者名			
法人代表者又は個人事業主の氏名(自署)			

## 反社会的勢力排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、補助金の交付の申請をするにあたって、また、補助事業の実施期間内および完了後において、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であること、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下 「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を 背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、または暴力団もしくは暴力団員に対 し資金、武器等の供給を行うなど、暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与す るものをいう。以下同じ。)
- (4) 暴力団関係企業(暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員 もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど、暴力団の維持もし くは運営に積極的に協力しもしくは関与するもの、または業務の遂行等において積極的 に暴力団を利用し、暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいう。)
- (5) 総会屋等(総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。)
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ(社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な 利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える 者をいう。)
- (7) 特殊知能暴力集団等(暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人をいう。)
- (8) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
  - イ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営を支配していると認められること
  - ロ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営に実質的に関与していると認められること
  - ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
  - ニ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると 認められること
  - ホ その他前各号に掲げる者と役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に 非難されるべき関係にあると認められること